

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第113号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
の制定について

資料1 議案第113号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する
条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和4年8月31日

健康福祉局

議案第 1 1 3 号 川崎市総合福祉センター条例の一部を改正 する条例の制定について

総合福祉センターの利用料金の上限額を改定するため改正するもの

1 改正の主な内容

(1) 施設利用料の改定

ア ホール（利用時間区分に応じて）

9,600円～39,600円 → 9,770円～40,320円

イ 楽屋（利用時間区分に応じて）

500円～ 2,300円 → 500円～ 2,320円

ウ 大会議室（利用時間区分に応じて）

6,000円～21,000円 → 6,110円～21,370円

エ 会議室（種別及び利用時間区分に応じて）

500円～ 9,000円 → 500円～ 9,150円

オ 和室（利用時間区分に応じて）

1,000円～ 3,600円 → 1,010円～ 3,650円

(2) 設備利用料の改定

5,000円 → 5,090円

2 施行期日

令和5年4月1日から施行

川崎市総合福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市総合福祉センター条例 平成17年7月1日条例第45号					○川崎市総合福祉センター条例 平成17年7月1日条例第45号				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	全日 9時～9時30分		午前 9時～12時	午後 1時～5時	夜間 6時～9時30分	全日 9時～9時30分
ホール	9,770円	13,440円	17,110円	40,320円	ホール	9,600円	13,200円	16,800円	39,600円
第1楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円	第1楽屋	500円	800円	1,000円	2,300円
第2楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円	第2楽屋	500円	800円	1,000円	2,300円
第3楽屋	500円	810円	1,010円	2,320円	第3楽屋	500円	800円	1,000円	2,300円
大会議室	6,110円	7,120円	8,140円	21,370円	大会議室	6,000円	7,000円	8,000円	21,000円
第1会議室	500円	610円	810円	1,920円	第1会議室	500円	600円	800円	1,900円
第2会議室	500円	610円	810円	1,920円	第2会議室	500円	600円	800円	1,900円
第3会議室	2,540円	3,050円	3,560円	9,150円	第3会議室	2,500円	3,000円	3,500円	9,000円
和室	1,010円	1,220円	1,420円	3,650円	和室	1,000円	1,200円	1,400円	3,600円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					2 ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）に増額の割合を乗じて得た額とする。				

改正後		改正前	
入場料金	増額の割合	入場料金	増額の割合
1,000円未満	15割	1,000円未満	15割
1,000円以上3,000円未満	20割	1,000円以上3,000円未満	20割
3,000円以上	30割	3,000円以上	30割
<p>3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の2割相当額（<u>10円未満の端数は、切り捨てる。</u>）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p>		<p>3 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前2項の規定を適用する場合は、これらの規定により算出して得た額）の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p>	
2 設備利用料		2 設備利用料	
単位	金額	単位	金額
1式、1本、1台、1列、1個、1脚、 1双、1枚、1張、1キロワットその他 1単位 1回	<u>5,090円</u>	1式、1本、1台、1列、1個、1脚、 1双、1枚、1張、1キロワットその他 1単位 1回	<u>5,000円</u>
備考		備考	
<p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定利用料の2割相当額（<u>10円未満の端数は、切り捨てる。</u>）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>		<p>1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	